

鳥取県告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長 竹森 達夫

課長補佐兼主幹 福田 成生

主事 有岡 博己

3 委任期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで